

令和7年9月8日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

後期高齢者医療制度につきましては、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の窓口負担割合を2割とするとともに、施行後3年間、外来療養に係る1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるよう「配慮措置」が導入されてまいりました(令和4年3月4日付 日本医師会文書 ご参照)。当該「配慮措置」の期間が令和7年9月30日をもって満了することに伴い、日本医師会より周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

当該「配慮措置」の満了により、各医療機関においては、必要に応じてレセプトコンピュータ等の改修等にご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、本件に関しまして、患者から医療機関に対し照会があった際には、必要に応じて、下記のとおり厚生労働省が設置する「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」を案内いただく等のご対応をお願いいたします。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」

被保険者等からの問い合わせに対応するコールセンターを、国において設置するもの。

【設置期間】 令和7年7月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※ 日曜日、祝日、年末年始は除く

【対応時間】 午前9時～午後6時

【電話番号】 0120-117-571 (フリーダイヤル)

※ マイナ保険証や資格確認書に係る問い合わせは、引き続き
マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)まで

ご参考：厚生労働省「後期高齢者の窓口負担割合の変更等(令和3年法律改正について)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_hoken/newpage_21060.html



担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001